別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	（略）	（略）
二　北緯二十九度十一分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）
六　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地域	有害動物又は有害植物
一　（略）	（略）
二　北緯二十九度十一分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	イモゾウムシ
三　（略）	アフリカマイマイ
四～六　（略）	（略）
七　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	（略）
八　（略）	（略）
九　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）、与論島	（略）

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	（略）	（略）
二　北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）
六　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地域	有害動物又は有害植物
一　（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　（略）	イモゾウムシ及びアフリカマイマイ
三～五　（略）	（略）
六　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	（略）
七　（略）	（略）
八　北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島、与論島	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。